

事業所名 グループホームほっと

運 営 推 進 会 議 開 催 結 果

開催日時 令和 4 年 7 月 22 日（金） 14：00～15：00		
参加者		
利用者様	2 名	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予定しておりました運営推進会議の開催を中止とし、職員のみで実施し書面開催と致します。
利用者様家族	0 名	
地域住民の代表	3 名	
地域包括支援センター職員	1 名	
事業所	4 名	
		・ 次回開催日 R4年9月30日（金） pm2：00～
会 議 録		
◇6月・7月に行った活動報告		
* 6月2日・16日(木) 訪問歯科（3名の方が治療して頂いております。）		
* 6月3日（金） Nさん歯科受診		
* 6月13日（月） 理美容・・・皆さん夏なので短くさっぱりとしていました。		
* 6月20日（月） Mさんあさいクリニック受診		
* 6月21日（火） 防災設備点検		
* 6月27日（月） Mさんあさいクリニック受診		
* 6月28日（火） Mさん歯科受診		
* 7月7日（木） 七夕祭り、瀬介協ズーム会議		
皆さん七夕の短冊の前で願いが叶いますようにと折り童謡を歌い手作りのケーキを頂き楽しく過ごすことができました。		
* 7月14日・28日(木) 訪問歯科		
* 7月14日(木) 職員会議、モニタリングの後「身体拘束適正化」3原則について皆で勉強しました。		
* 7月15日(金) 往診・利用者様の健康診断		
* 7月22日(金) 運営推進会議書面開催を行った。		
* 7月24日(日) Nさん誕生日会		
皆さんに一言お祝いの言葉をかけていただき色々な歌を唄い和気あいあいとした雰囲気の中で果物とケーキを頂きました。		
◇事故報告・・・ 同じ方の転倒事故が発生してしまいました。		
職員でよく話し合って今後の対策を考えていきます。		
6/4	事	N様・・・廊下歩行中尻餅をつき壁にもたれた状態で転んでいました。
6/23	事	N様・・・リビングの椅子に移ろうとテーブルに手を掛けたがバランスを崩し、テーブルの横で転倒。
6/29	事	N様・・・ご自分で自室より歩行器を使い歩いていたがふらつき尻餅をつく。
7/3	事	N様・・・居室にてベットから立ち上がり転倒。 センサーが倒れていたため鳴らなかった。
7/4	事	N様・・・ベットの前に足を延ばし柱の角に左眉をぶつけている所を発見。
7/11	事	N様・・・靴下を履くためベットに腰掛けていたが、お尻がベットから滑り落ち、柱の角に左眉をぶつけてしまった。

*ヒヤリハット

6/30

N様・・

手を洗うため洗面台に近づいた時歩行器が前に進み足が
ついて行かず、転倒しそうになった。

◇身体拘束の適正化について

森 身体拘束3原則について

別紙参照

①切迫性 ②非代替性 ③一時性

身体拘束廃止を目標とするのではなくより良いケアを実現するという
目標を掲げて全職員で取り組んでいくことの大切さを学びました。

◇次回開催日

令和4年

9月

30日

(金)

14:00～

開催予定日

厚生労働省は、利用者様への身体拘束が認められる緊急やむおえない場合とし「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要件をすべて満たしているケースに限られるとし、身体拘束 3 原則と呼ばれています。

- ・ 身体拘束をすることなくケアして行く為には、身体拘束をしなければならない原因の特定と取り除くケアが必要です。身体拘束における 3 つの原則を踏まえながら、身体拘束をしないように取り組みを進めていきましょう。

・ 身体拘束 3 原則

- ・ 切迫性とは、「利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと」です。身体拘束による心身のダメージを十分に考慮し、本人の生命や身体を保護するうえで身体拘束が必要かどうかを確認しなければなりません。
- ・ 非代替性とは、「身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと」をさします。本人の生命と身体を保護するうえでほかに方法がないことを複数の職員で確認することが求められます。
- ・ 一時性とは、「身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること」です。利用者の状態に応じて身体拘束はもっとも短い時間で実施されなければなりません。

・ 身体拘束 3 原則を満たす場合に必要となる手続き

- ・ 身体拘束実施の判断は職員個人で行うのではなく、身体拘束廃止委員会を組織するなどして施設全体として判断することが必要です。
- ・ 利用者本人と家族にもケアの方針と方法、身体拘束の目的、理由、方法、時間帯などを詳細に説明し、理解を得るよう努めます。
- ・ 利用者の状態が身体拘束 3 原則から外れた場合は、ただちに解除します。

➤より良いケアの実現を目標とする

身体拘束を廃止すると、施設でのケアを全体的に向上させることにもつながります。身体拘束廃止を目標とするのではなく、「**より良いケアを実現する**」という目標を掲げて全職員で取り組んでいくことが大切だということを学びました。